## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税の徴収に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

茨城県境町長

#### 公表日

令和6年6月14日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

境町総務部総務課 0280-81-1300

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを	と取り扱う事務				
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務				
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の課税に対し、納付の消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに納付にならない場合、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては、滞納整理計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し、地方税法に基づき差押・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後の納付に対し、地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも、納付に至らない者の執行停止処分や時効完成に対して不納欠損処理を行う。   ⑨公金受取口座情報を利用しての還付事務。				
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、国民健康保険システム、情報提供ネットワークシステム等				
2. 特定個人情報ファイル名					
1. 収納情報ファイル 2. 滞納	情報ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 共通宛名ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1号 別表第一の16の項				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二の27、42の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律施行規 則第2条7項				
5. 評価実施機関における	担当部 <del>署</del>				
①部署	境町総務部税務課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	境町総務部総務課 0280-81-1300				

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か 令和5年1月1日 時点							
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書						
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を除	<b>₹</b> <。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	ウシステムを通じた提供	烘を除く。) [ ]提供・移転しない						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]#	接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
7. 特定個人情報の保管・消	<b>肖去</b>								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査						
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						

#### 変更箇所

変更箇所	וע				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	大越 喜浩	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	-	項目追加	事後	様式改正
令和5年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象者人数 2.取扱者 数 いつの時点 の計数か	平成27年1月6日	令和5年1月1日	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第19 条第7号 別表第二の27の項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第19 条第8号 別表第二の27の項 述的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録 等に関する法律施行規則第2条7項	事後	公金受取口座情報の利用
令和5年6月1日	IIしきい値判断項目 1.対象者人数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日	令和5年5月1日	事後	再実施
令和5年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日	令和5年5月1日	事後	再実施
令和6年6月14日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに納付にならない場合、督促状を 発行する。 ⑤滞納者に対しては、滞納整理計画をたて催 告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し、地方税法に基 づき差押・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後の納付に対し、地方税法に基づき 延本金 転課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも、納付	⑤滞納者に対しては、滞納整理計画をたて催告を行い、納税相談・分納警約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し、地方税法に基づき差押・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後の納付に対し、地方税法に基づき延期・金融課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも、納付	事前	マイナンバー連動の公金受取口座の利用による還付
令和6年6月14日	I 関連情報 4. 情報提供ホットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二の27の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二の27、42の項 ・公的給付の支給等の迅速か つ確実な実施のための預金口座の登録等に関	事前	マイナンバー連動の公金受取口座の利用による還付